

## 第2章 創立から80周年まで

### 第1節 明治時代

明治36年～明治45年（1903～1912）

#### 1 設立の動機

国に農事試験場が設置された当時（明治26年）は、府県の農事試験場はほとんど未設置の状態であった。明治27年（1894）に府県農事試験場規程が制定され、明治28年4月および明治29年4月に国の試験場・支場長会および、府県の農事巡回教師協議会などで府県の農事試験場のあり方が検討され、その性格が次第に明瞭になってくる。明治32年6月「府県農事試験場国庫補助法」（法律第102号）によって国庫の補助がつくようになり、府県立農事試験場の設置が盛んに行われるようになる。

本県においては、明治36年（1903）3月31日付をもって元農商務省農事試験場四国支場が廃止になると、その建物（事務所、宿直室、物置、半蒸発室、収穫舎、肥料小屋、農夫舎及物置）の払下を受け、また同場に栽植していた、ミカン、ナシ、リンゴ、モモ、ビワ、カキ、イチヂク等の果樹も無償で譲り受けた。そうしてつぎのように告示された。

「徳島県告示第百二十一号、本年四月ヨリ左記ノ地ニ徳島県農事試験場ヲ設置ス

明治三十六年四月一日

徳島県知事 亀井英三郎

徳島県名東郡加茂名村大字東名東村字戸尻二百二十九番地」

ここに徳島県農事試験場の設立を見たのである。

#### 2 組織・機構・施設（諸規程など）

発足当時の組織は3部4係であったが、職員は技師1名、技手2名、書記1名、常農夫および小使各1名の6名であった。したがって研究・事務職員のすべてが兼務を余儀なくされていた。明治37年度（1904）からは助手1名、同42年度からは書記兼技手1名、同44年度には助手、常農夫などが増員され計13名で運営されるようになった。

四国支場から移管された土地及建物は、つぎのとおりである。

畑地・9反4畝26歩、水田・1町4反8畝2歩、建物・事務所32坪、内宿直室7坪、物置3.5坪、蒸発室2歩5合、収穫舎32坪、肥料小屋21坪、農夫舎及物置12.5坪、便所1坪。

### 第2節 大正時代

大正元年～大正15年（1912～1926）

大正2年（1913）、農試の付属機関として農会技術員養成所が徳島県農会の委託によって新設され、農業技術者の養成が開始された。年限は1年制であったが、この間に講習生に対して農試で得られた研究成果の伝達や、農業情勢の分析、農作物の栽培管理技術の指導などを行って資質の向上を図り、各町村農会における農業指導者として送り出した。大正年間におけるその総数は62名に上った。

明治36年（1903）4月に制定されて以来19年間施行されていた農事試験場規程が、新しい農業情勢に対応するため大正11年（1922）2月11日付の県令第6号をもって改正された。その中で場業務の目的は農産の改良増殖を図ることとされ、職員として場長、産業技師、産業技手、

産業主事補及び助手を置くことが定められた。規定改正と同時に訓第11号によって処務規程も改められ、場の機構が種芸部、化学部、菌虫部、園芸部、庶務係、会計係の4部2係制に改編された。そして各部、係には内部業務を統括する主任が置かれた。

農事試験場内の圃場試験で得られた成果を現地に普及させる目的をもって、大正14年（1925）から板野郡藍園村等に園芸指導地4か所が新設された。翌大正15年には鴨島町と坂野村に増設され、園芸指導地の設置箇所は合計6か所になった。また、農試の委託試験地である園芸試験地も同じく大正14年に海部郡穴喰町をはじめ県下5か所に新設された。

### 第3節 昭和時代(戦前)

昭和元年～昭和20年(1926～1945)

創設以来、数回に及ぶ機構改革を経てきているが、今期は全期間を通じて徳島県立農事試験場(明治41年、徳島県告示第47号)と称されている。昭和元年の組織は種芸部、化学部、菌虫部、園芸部の4部および庶務係と会計係とで構成されていた。それまで行ってきた養鶏事業は園芸部に属していたが、昭和2年度の種卵配布を最後に廃止し、新たに畜産振興のために設立された種畜場に昭和4年(1929)1月(種畜場開場式昭和4年9月5日)に移管した。昭和3年には、園芸作物の奨励、普及のために設置された園芸指導地ならびに試験地(大正14年に設置)のうち試験地を残して指導地を廃止した。

昭和8年(1933)には、果樹栽培の振興に対応して温州ミカンを中心にした栽培試験を実施するために勝浦郡生比奈村に柑橘栽培試験地を設置した。昭和13年には本場を改築し那賀郡富岡町領家字野神に富岡試験地を、三好郡池田町新山には池田試験地を設置した(昭和13年、公示第329号)。

昭和17年(1942)には富岡試験地、池田試験地をそれぞれ富岡分場、池田分場に改称し(昭和17年、告示第213号)、このように組織機構は変わってきた。研究体制については昭和13年の庁舎改築を機会に試験地を設置したことにより、それまでと比較して地域的対応をしつつ整備充実がはかられてきた。

農業指導者の養成機関の変遷については昭和2年(1927)には、それまで徳島県農会の委託により農業技術員の養成を行っていたがこれを中止し、当场に徳島県農業技術員養成所を併設した(昭和2年、県令第26号)。

昭和13年(1938)には、徳島県農業技術養成所を徳島県農会技術員養成所に改称することになったが(徳島県令第26号)、5年後の昭和18年には再び徳島県立農業技術員

養成所と改称した(徳島県令第44号)。なお、技術員養成所の外に、徳島県立農事試験場練習生規定が定められ昭和6年から練習生を養成している。このように、技術員の指導は組織の名称変更を伴いながらも継続して行われ、また精農家育成のための練習生受入体制が確立し増産体制に対応して変遷してきた。

改築前の本場の施設および建物の配置は、図1-2-1のとおりである。

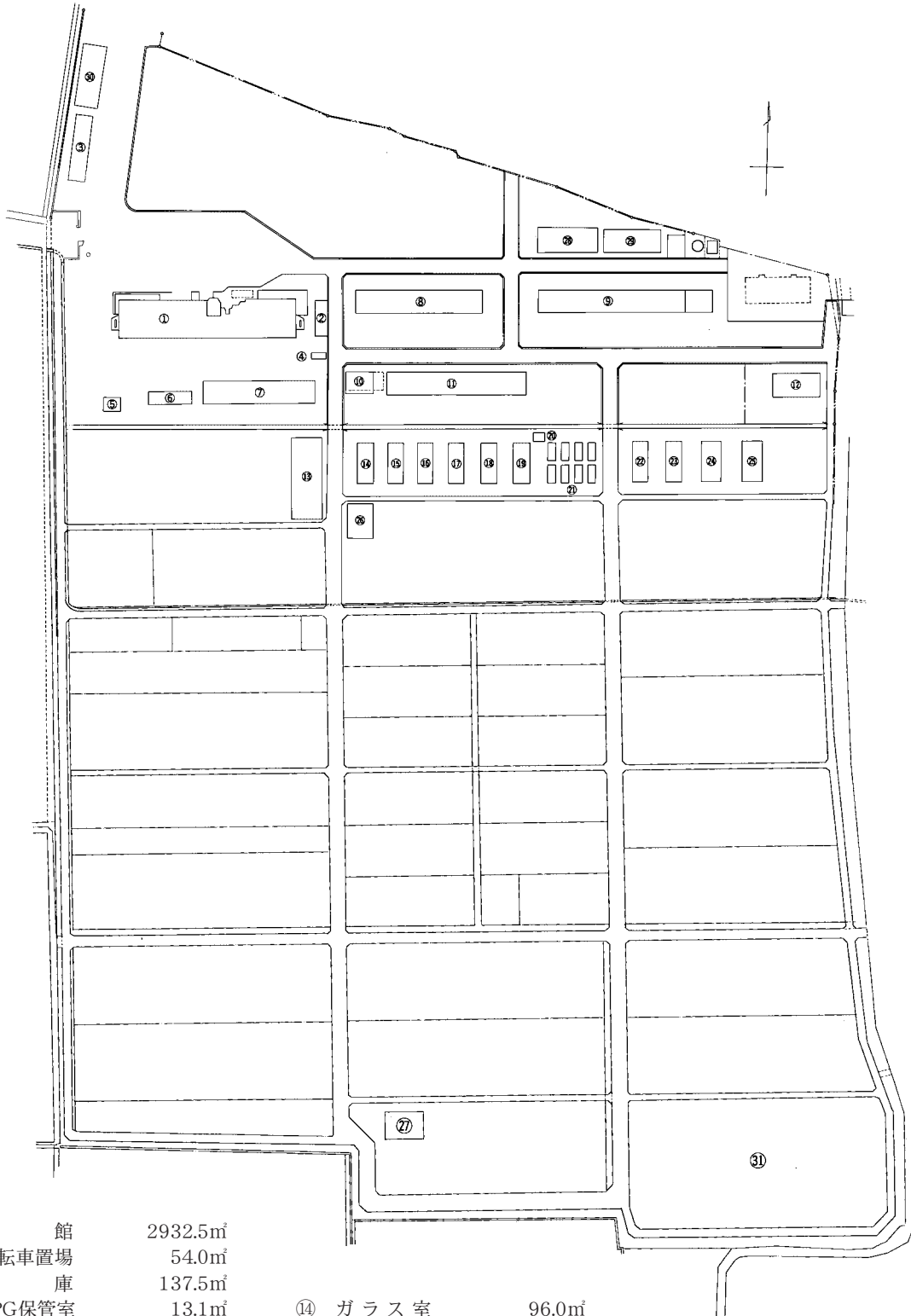
① 事務室(本館)	38.9坪	⑩ 肥料物置	18.5坪
② 物置	12.0坪	⑪ 作業室	10.7坪
③ 園芸室	36.5坪	⑫ 馬小屋	4.2坪
④ 原種圃作業室	17.1坪	⑬ 石油タンク(油庫)	1.6坪
⑤ 農具陳列館	} 40.7坪		
⑥ 種芸室			
⑦ 火力乾燥室	12.1坪		
⑧ 小麦係室	28.8坪		
⑨ 物置	10.0坪		
⑩ 堆肥小屋	13.2坪		
⑪ バクテリア爬虫飼育室	10.1坪		
⑫ ガス発生室	1.8坪		
⑬ 化学室	27.9坪		
⑭ 作業室	29.4坪		
⑮ 温室	28.7坪		



図1-2-1 本場建物園場配置図  
(名東郡加茂名町大字東名東村字戸尻, 昭和11年4月)







① 本館	2932.5㎡				
② 自転車置場	54.0㎡				
③ 車庫	137.5㎡				
④ LPG保管室	13.1㎡	⑭ ガラス室	96.0㎡	⑳ ガラス室・網室	128.1㎡
⑤ ガス処理試験室	30.0㎡	⑮ "	96.0㎡	㉑ 網室	128.1㎡
⑥ 冷蔵室・人工気象室	89.3㎡	⑯ "	96.0㎡	㉒ 露地野菜研修施設	150.0㎡
⑦ 園芸作業舎	438.2㎡	⑰ "	96.0㎡	㉓ 堆肥舎	165.6㎡
⑧ 総合付属舎	463.7㎡	⑱ "	96.0㎡	㉔ 機械研修館	335.0㎡
⑨ 農業機械実験室	526.3㎡	㉒ ボイラー室	24.7㎡	㉕ 格納庫	100㎡
⑩ 病菌接種室・昆虫飼育室	89.3㎡	㉓ 小ガラス室(8棟)	159.0㎡	㉖ "	216㎡
⑪ 合同作業舎	501.4㎡	㉔ ガラス室	96.0㎡	㉗ 運転試験コース	
⑫ 堆肥舎	165.6㎡	㉕ 網室	96.9㎡		
⑬ 大ガラス室	416.0㎡				

図1-2-4 本場建物園場配置図(昭和58年)